

新旧対照表

浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱（平成5年告示第144号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条第1項）				別表（第3条第1項）			
補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額	補助事業名	補助対象経費	算定基準	補助基準額
省 略				同 左			
給食材料費補助事業	3歳以上児の給食に要する経費	省 略	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「子ども・子育て支援交付金交付要綱」という。）別紙の表実費徴収に係る補足給付を行う事業の項に定める基準額に準拠し、別に定める額	同 左	同 左	同 左	1人当たり月額 <u>4,500円</u>
一時預かり補助事業	一時預かり事業を実施するために要する経費	一時預かり事業を実施するために要する経費に相当する額	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙の表一時預かり事業の項に	同 左	同 左	同 左	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子

(下線の部分が改正部分)

改 正 後				改 正 前			
			<u>定める基準額に準拠し別に定める額</u>				<u>育て支援交付金交付要綱別紙の表一時預かり事業の項に定める基準額に準拠し別に定める額</u>

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等運営費等補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。